資料4-2

平成26年度の特定保険料率及び基本保険料率について

・健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率（特定保険料率）と、加入者の給付費等に充てられる保険料率（基本保険料率）の内訳を示すこととなっている。

・各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

・特定保険料率 ＝ $\dfrac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}}$

・基本保険料率 ＝ 都道府県単位保険料率 － 特定保険料率

≪現　行≫		≪平成２６年３月分～≫
９．８５～１０．１６％		９．８５～１０．１６％
特定保険料率 ４．１５％	→	４．０７％
基本保険料率 5.70～6.01％		5.78～6.09％

※任意継続被保険者にあっては、平成２６年４月分～

【参考】

前期高齢者納付金の額は1兆4,353億円※、後期高齢者支援金の額は1兆7,573億円、退職者給付拠出金の額は3,178億円、老人保健拠出金の額は1億円、国庫補助額は4,279億円、総報酬額は75兆7,030億円として特定保険料率を算定している。

※26年度収支見込みにおける額（1兆4,354億円）から前期高齢者交付金（1億円）を差し引いた額